

大阪府健都実証事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 大阪府は、産官学民の共創を推進する健都の強みを活かし、住民参加型の実証事業を通じたライフサイエンス分野の新技术の創出及び社会実装を促進するため、北大阪健康医療都市において実証事業を行う企業等に対し、予算の範囲内において大阪府健都実証事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。当該補助金の交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 北大阪健康医療都市 吹田市岸部新町、摂津市千里丘新町及びその周辺地域をいう。
- 二 地域住民等 健都に居住、通勤若しくは通学する個人、又は健都において事業活動その他活動を行う個人をいう。
- 三 企業等 企業、研究機関（科学研究費補助金取扱規程第2条第1項に定めるもの）及びこれらの法人に所属する者をいう。
- 四 地域事業者等 健都に事業所又は活動の拠点を有し、主に地域住民を対象に営利活動又は社会活動等を行う企業又は団体（任意団体及び地方公共団体を含む）をいう。
- 五 ライフサイエンス分野 人を対象とする生命科学・医学の研究を通じ、健康の保持増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上をめざす分野をいう。

（補助事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条で定める目的に資する取組のうち、北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）において地域事業者等と連携して実施するライフサイエンス分野の実証事業であって、知事が適当と認めたものとする。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、健都において実証事業を行う企業等及び地域事業者等とする。

（補助対象経費等）

第5条 知事は別表第1に掲げるもののうち、補助事業者が行う補助事業に必要なかつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 補助対象経費の内容、補助額及び補助率については別表第1のとおりとし、補助金の額の算定にあたり1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助事業者は、この補助対象経費と重複して、他の補助金等の交付及び委託料の支払を受けてはならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第2に掲げる申請書及び添付書類を提出することにより、規則第4条第1項の申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請書及び添付書類は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。
- 3 第1項の申請にあたっては、実証の対象となる技術等の研究開発を行う企業等及び地域事業者等（地方公共団体を除く。）のいずれか一方を代表として申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。
- 3 知事は、前条に定める申請書及び添付書類に不備があると認めるときは、申請者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、当該期間内に申請者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 補助事業を承継させるときは、知事の承認を受けること。
 - 二 前号の承認を受ける場合において、当該補助事業を承継する者は、補助事業承継承認申請書（様式第5号）を知事に提出すること。

（変更承認の特例）

第9条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表第1に掲げる各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して20%以内の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

（補助金の交付申請の取り下げ）

第10条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書を受領したときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後、別表第3に掲げる実績報告書（様式第7号）及び添付書類を提出することにより、規則第12条の報告を行わなければならない。

- 2 前項の実績報告書及び添付書類は、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった大阪府の会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(検査及び実地確認等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して規則第10条の規定による報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査し、若しくは補助事業の実施状況を現地確認することができる。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後、速やかに交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取り消しに係る届出)

第14条 補助事業者は、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することになったときは、該当事項届出書（様式第9号）により、知事に届け出なければならない。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者の代表者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財 産 の 種 類	期 間
取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号に定める期間

- 4 第2項の規定により知事が承認する場合は、次に掲げるとおりとする。
- 一 補助事業者が、次の式により算出した額を知事が定める期日までに納付するとき（知事が定める期日までに納付がない場合は、期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した利息を併せて納付するとき）。
- $$\{ \text{補助対象経費} - (\text{補助対象経費を前項に規定する知事が定める期間で除した額} (1 \text{ 円未満切捨}) \times \text{補助金の交付を受けた日から使用終了予定日までの月数} (1 \text{ 月未満切上}) / 12) \} (1 \text{ 円未満切捨}) \times \text{補助割合} (1 \text{ 円未満切捨}) = \text{納付額}$$
- 二 天災地変その他の補助事業者の責に帰することのできない理由により、財産が毀損又は滅失したとき。
- 三 補助事業者が、裁判所に、会社更生法の更生手続開始の申立て、民事再生法の再生手続開始の申立て、破産手続開始の申立て又は特別清算開始の申立てを行ったとき。
- 四 前各号に定めるもののほか知事がやむを得ない事情があると認めるとき。
- 5 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

（補助金の返還等）

- 第17条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。
- 一 補助金を他の用途へ使用したとき。
- 二 この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき又は正当な理由なく申請した事業計画に従って補助事業を実施していないとき。
- 三 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- 四 正当な理由なく検査及び実地確認等を拒否したとき又は帳簿又は証拠書類等に不備があったとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（内容及び成果の発表）

- 第18条 知事は、補助事業の内容及び成果について必要があると認めるときは、当該補助事業について発表し、又は当該補助事業者に発表させることができる。

（その他必要な事項）

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（要綱第５条関係）

経費区分	補助対象経費の内容	補助額及び補助率
実証の対象となる技術にかかる費用	補助事業において実証の対象となる技術等の全部又は一部として用いられる物品の製作・調達にかかる費用	補助額 １事業につき100万円を上限とする 補助率 補助対象経費の合計の２分の１
実証事業の実施にかかる費用	消耗品費	
	会場借上げ費、機器レンタル料 (付随する運搬及び設置等費用を含む)	
	印刷製本費	
	通信運搬費	

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・直接人件費に相当する経費
- ・汎用性のあるパソコンや量産機械、什器等の購入費
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料等の経費及び維持管理に要する経費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- ・手数料（振込手数料等）、借りに伴う支払利息
- ・参加者に対する謝礼及び謝礼として用いることを目的とした金券類又は物品の調達費
- ・地域事業者等に含まれる地方公共団体が支出する経費
- ・上記のほか、本補助金の趣旨目的に照らし交付することが不適切と認められる経費、及び、社会通念上、公的補助金を交付することが不適切と認められる経費

別表第２（要綱第６条関係）

提出すべき書類	様式
大阪府健都実証事業補助金に係る補助金交付申請書	様式第１－１号
補助事業計画書	様式第１－２号
要件確認申立書	様式第１－３号
暴力団等審査情報	様式第１－４号
その他知事が必要と認める書類	－

別表第３（要綱第11条関係）

提出すべき書類	様式
大阪府健都実証事業補助金に係る補助事業実績報告書	様式第７号
経費を支出したことを証する書類	－

その他知事が必要と認める書類	—
----------------	---